

藤花保育園重要事項説明書

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 竜谷保育会
事業者の所在地	帯広市東3条南5丁目5番地
事業者の連絡先	0155-23-3720
代表者氏名	理事長 石川 勝紀

2. 保育所の概要、目的及び運営の方針

施設の名称	藤花保育園						
施設の所在地	帯広市西6条南2丁目11番地						
連絡先	電話番号	0155-24-6702					
	FAX番号	0155-24-6711					
管理者（施設長）氏名	園長 小澤 祐加						
開設年月日	昭和29年12月1日						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6人	14人	16人	28人	28人	28人	120人
支給認定区分	2号（満3歳以上児）			3号（満3歳未満児）			
事業の目的	社会福祉法人竜谷保育会が設置する藤花保育園が行う特定教育・保育施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども及びその保護者に対し、適切な保育を提供することを目的とします。						
運営方針	いのちを大切に、生きている喜びを感じ、ともに育ちあうという「まことの保育」を推進し良質で適切な内容の保育を提供することにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指します。 保育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、入園児の意思及び人格を尊重した保育を提供するよう努めます。 当園は、入園児の家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、小学校等の関係機関との密接な連携に務めます。						

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	1071.06㎡
	園庭	696.00㎡
園舎	構造	（鉄筋コンクリート造 2階建て）
	延べ	736.65㎡

4. 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	1 階
ほふく室	1 室	1 階
保育室	5 室	1 階（2 歳児室）・2 階（3～5 歳児室）
遊戯室	1 室	1 階
調理室	1 室	1 階
事務室	1 室	2 階
保育士休憩室	1 室	2 階

5. 職員体制

職 種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1 人	1 人		保育の質及び職員の資質向上の取り組みとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
主任保育士	1 人	1 人		園長を補佐し、保育内容について保育士を統括します。
副主任保育士	3 人	3 人		保育に従事し保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行うとともに、主任保育士を補佐し保育の充実に努めます。
保育士	29 人	13 人	16 人	保育に従事し保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行います。
調理員	3 人	2 人	1 人	給食の調理食品の調達計画と受け払い、調理室及び食品庫等の管理その他給食に関する業務を行います。
事務員	1 人		1 人	建物、備品の保全管理、経理事務、物品の調達・受払い、文書の収発、整理、関係機関との連絡その他庶務に関する業務を行います。
清掃員	1 人		1 人	園内外の清掃業務を行います。
嘱託医	内科医一法人 歯科医 1 人			子どもの健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行います。

6. 提供する特定教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び当園の保育課程に沿って、利用子どもの心身の状況に応じた保育を提供します。

7. 賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	災害共済給付制度	社会福祉施設総合損害補償	個人情報漏洩保険
加入保険の内容	負傷・疾病・障害 死亡	対人賠償（1名・1事故） 対物賠償（1事故）	1請求につき
補償金額	最高 3,770万円	最高7億円	1千万円

8. 守秘義務及び個人情報の取扱い

情報が常に様々な脅威に晒されていることを認識し、社会福祉施設としての社会的責任を果たすために、個人情報等を適切に保護し、管理します。

9. 虐待防止のための措置

園児の人権擁護と虐待防止を図るため、帯広市虐待マニュアルに沿った対応に努めます。また、必要な体制の整備を行い、職員研修の実施、虐待の早期発見、未然防止に必要な措置を講じます。

10. おあずかりする時間

- ・開園時間 午前7時～午後7時
- ・保育時間 保育標準時間 午前7時00分～午後6時00分（11時間）
保育短時間 午前8時30分～午後4時30分（8時間）
- ・延長保育時間 保育標準時間 午後6時00分～午後7時00分
保育短時間 午前7時00分～午前8時30分
午後4時30分～午後7時00分
- ・保育園の休園日 日曜日
祝日・振替休日
12月29日～1月3日

11. 保育料・給食費

- ・ 3歳未満児の保育料（給食費含む）は月の末日までに納入していただきます。
- ・ 3歳以上児の保育料は無料ですが、給食費として月額5,300円を納入いただきます。納入方法は「ゆうちょ銀行」の口座引落となります。
- ・ 給食費は途中入園・退園時、及び6日開園日以上長期欠席で3開園日前に申請があった場合は、日額212円を減額調整します。
- ・ 保育料や給食費は、世帯の市民税額によって決められます。

12. 入園・退園

- ・ 帯広市が行う利用調整によって入園を決定します。
- ・ 入園要件に変更のあった場合は、保育園に必ずお知らせください。（勤務先の変更、出産、病気、入院、失業、就労、介護など）
- ・ 退園する時は「退園届」を保育園に提出してください。
- ・ 入園要件を満たさなくなった場合には、退園に至ることもあります。なお、求職中の場合には、最大2ヶ月間入園することが可能です。

13. 非常災害対策

- ・ 非常災害に備えて月1回の避難訓練を実施しています。
- ・ 業者による消火器・消防用設備の定期点検を実施しています。
- ・ 災害の発生と同時に広域避難場所に移動し、その後の災害の規模や状況、関係方面の指示によっては指定避難所へ移動します。

一時避難場所 北栄小学校 グランド

収容避難所 北栄小学校 体育館

水害避難所 北栄小学校

（帯広市より「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時は、避難を開始します）

<管轄する消防署・警察署>

帯広消防本部 帯広市西6条南6丁目3-1 0155-26-0119

帯広警察署 帯広市西1条北1丁目1 0155-25-0110

14. 健康診断

- ・ 定期健康診断（年 2 回）
 <業務委託先> 十勝勤労者医療協会医師
- ・ 歯科検診（4・5歳児 年 1 回）
 <業務委託先> たけしげ歯科医院
- ・ 巡回歯磨き指導（年 1 回）
 十勝歯科医師会・十勝歯科衛生士会

15. 緊急時における対応

保育中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに園児の家族などに連絡するとともに、十勝勤医協帯広病院医師等、又は園児の主治医に相談する等の対応をします。

16. 要望・苦情の対応

要望・苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。
またその内容を記録し、帯広市からの指導または助言を受けた場合には、必要な改善を行います。